



2017年6月23日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 綱川 智  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長  
長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

東京証券取引所及び名古屋証券取引所における市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え  
及び上場廃止の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、本日、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下、両取引所）より当社株式を市場第一部から第二部へ指定替えする旨及び上場廃止基準にかかる猶予期間銘柄（債務超過）とする旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせします。

本件は、当社が本日両取引所に提出した当社作成の連結貸借対照表に基づいて、当社グループが事業年度の末日において債務超過の状態となったことが確認され、両取引所の有価証券上場規程に該当したことによる措置となります。

記

1. 債務超過に至った経緯

当社の連結子会社であったウェスチングハウス社の米国連邦倒産法第 11 章に基づく再生手続の申立等の影響により、2016 年度連結決算において、非継続事業純損益で▲1兆3,065億円を計上し、▲9,952億円の当期純損失を計上する見込みです。これにより、当社連結株主資本と連結純資産はそれぞれ▲5,816億円、▲3,039億円となる見通しです。

2. 指定替えの期日及び上場廃止の猶予期間

市場第二部への指定替え期日：2017年8月1日

上場廃止の猶予期間：2017年4月1日から2018年3月31日まで

3. 今後の見通し

当社は、当社メモリ事業への外部資本導入等、様々な財務体質強化の施策を実施中であり、特にメモリ事業への外部資本導入については、2017年6月21日付「東芝メモリ株式会社の売却に係る優先交渉先の決定について」にてお知らせのとおり、2017年6月28日開催予定の定時株主総会までの最終合意、各国競争法等の必要な手続を経て、2018年3月末までの完了を目指しております。

以 上